

教育施設に所属する児童にかかる預かり保育の無償化申請の手続きについて

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)を利用されている園児は、その利用料が無償となります。

また、保護者からの申請に基づき、「**保育の必要性の認定**」を受けることで、**預かり保育**の利用料も上限付きで無償化の対象となります。詳しい内容や必要手続きにつきまして、次のとおりお知らせします。

1. (全ての方)利用料について … 手続き不要

【対象】

3歳から5歳児の1号認定子ども

【無償化の範囲】

- 教育施設(幼稚園・認定こども園(幼稚園部分))の利用料
幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)のご利用にあたり、「**施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定**」の申請をいただきます。この認定を受けた園児に係る利用料が、無償化の対象です。
- 預かり保育料
預かり保育(延長保育)やその他の利用料に関する無償化や手続きについては、2ページ以降をご覧ください。

【無償化対象外の費用】

利用料とは別に徴収されている費用(給食費、教材費、行事費その他の実費)は、これまでどおり保護者のご負担となります。(食材料費(副食費)の免除については次をご覧ください。)

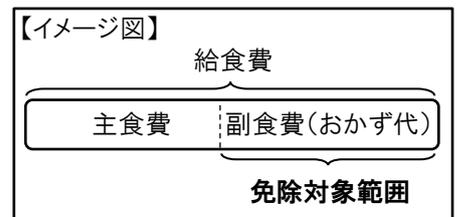
2. (対象児のみ)副食費の免除について … 手続き不要

給食費については、無償化後も引き続き、主食費・副食費ともに、基本的には保護者のご負担となりますが、無償化の実施に伴い、給食費のうち**副食費(おかず、おやつ、飲み物等)**について、該当する園児を対象に、次のとおり費用負担が免除されることとなりました。

【対象】

3歳～5歳児で、次のいずれかに該当する1号認定子ども

- ① 第3子以降(多子カウント(兄弟)の対象は、小学校3年生まで)
- ② 市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯



3. (対象児のみ)施設等利用給付認定について … 手続き必要

「**保育の必要性の認定**」を受けることで、**預かり保育**の利用料も無償化の対象となります。本制度では、保護者の方は次のとおり**施設等利用給付認定**の申請をいただき、施設等利用給付2号認定を受ける必要があります。

【ご注意】

- 施設等利用給付認定を受けていない期間は無償とはなりません。後に認定を受けた場合でも、遡っての返還は行いませんので、ご注意ください。

| 認定の種類 | 対象 | 無償化の範囲 |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| | | 預かり利用料 |
| 施設等利用給付2号認定 (保育認定) | 保育の必要性の認定を受けた、 3～5歳児の子ども | 日額450円×利用日数 (月額 11,300円まで) |

4. (対象児のみ)保育の必要性の認定について

施設等利用給付2号認定には、「保育の必要性の認定」が必要です。

保護者全員が、以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合に認定されます。

【ご注意】

- 認定期間内であっても、保護者の状況に変化があった場合、又は申請内容に相違があった場合などは、認定期間の短縮や、取消しを行う場合があります。
- 「求職活動」事由においては、求職活動報告書の提出を求める場合があります。

5. (対象児のみ)必要書類について

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び6. に記載の保育必要事由に応じた「証明書類」を、それぞれ以下の窓口へ提出してください。

川西幼稚園(幼稚園部分)を希望の方 … 教育委員会事務局

川西幼稚園(幼稚園部分)以外の教育施設を希望の方 … 福祉こども課

6. (対象児のみ)保育の必要性の認定に必要な添付書類

保護者それぞれの保育の必要性を証明する書類が、1世帯につき1枚ずつ必要です。

| 保育を必要とする事由 | | 認定期間 | 証明書類 | |
|------------|----------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事由 | 内容 | | | |
| 就労 | 月48時間以上就労していること(休憩時間含む) | 就労している期間 | 就労証明書(自営業者は民生委員の証明、被雇用者の場合は雇用主の証明) | |
| 妊娠 出産 | 出産前8週間、出産後8週間の期間にあること | 出産前8週間、 出産後8週間の期間 | 母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ) | |
| 傷病 障害 | 疾病や負傷、精神や身体に障害(相当)があること | 必要と認められる 範囲内 | 疾病 | 医師の診断書・入院証明書(病名、児童を保育することができないこと、および治療の見通し(保育することができない期間)について記載のあるもの) |
| | | | 障害又は障害に相当する場合 | ① 障害による手帳等の交付を受けている方 … 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ② 障害による手帳等の交付を受けていない方 … 診断書 |
| 介護・ 看護 | 同居親族(長期入院中の親族を含む)を常時介護又は看護していること | 必要と認められる 範囲内 | 民生委員による証明書、介護・看護状況申告書及び介護又は看護が必要であることがわかる書類(診断書(介護の要する期間のわかる)、介護保険証の写し等) | |
| 災害 復旧 | 震災、風水害、火災その他災害復旧にあたっていること | 必要と認められる 範囲内 | 復旧を要する家屋等の罹災証明書 | |
| 求職 活動 | 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること | 最長90日 | 求職活動状況等申告書 | |
| 就学 | 就学していること(職業訓練学校を含む) | 就学している期間 | 在学時間が分かるもの(時間割等)及び在学の証明書(在学証明、学生証の写し等) | |
| 育児 休業 | 育児休業を取得する場合で、上の子が既に預かり保育等を利用しており、その継続利用が必要と判断される場合 | 原則として1年以内 | 育児休業証明書又は育児休業の取得期間が記載された就労証明書 | |
| その他 | その他、保育の必要性があると認められる場合 | 必要と認められる 範囲内 | その他保育の必要性を証明する書類 | |

7. (対象児のみ)無償化の方法について

利用料については給付額を超えた分のみお支払いいただきます。

【無償化の範囲】

預かり保育の**利用日数**×日額単価(450円)で、月毎に給付額を計算(限度額は次のとおりです。)

| 認定の種類 | 対象 | 限度額 |
|-------|----------------------------|----------------------|
| 2号認定 | 保育を必要とする 3~5歳児 の子ども | 月額 11,300円 まで |

【2号認定の場合における計算例】

| | 単価 | 利用日数 Ⓐ | 利用料 Ⓑ | 無償化上限額 (Ⓐ×450円) Ⓒ | 給付額 (ⒷとⒸの低い方の額) Ⓓ | 自己負担 (Ⓓ-Ⓑ) |
|----|--------|-----------|----------|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 例1 | 400円/日 | 20日 | 8,000円 | 9,000円 | 8,000円 | 0円 |
| 例2 | 600円/日 | 15日 | 9,000円 | 6,750円 | 6,750円 | 2,250円 |
| 例3 | 500円/日 | 25日 | 12,500円 | 11,300円 | 11,300円 | 1,200円 |
| 例4 | 500円/日 | 1日 | 500円 | 450円 | 450円 | 50円 |

8. 申請にあたっての注意点

- ※ 提出をいただけない場合は給付認定が行えません(無償化給付を受けていただけません)。
- ※ 幼稚園・他市町村の認定こども園(幼稚園部分)等の利用を希望される場合は、施設所在地市町村の申請締切日が早い場合も考えられるため、さらに余裕をもって書類を提出してください。

9. お問い合わせ先

【川西幼稚園(幼稚園部分)に関すること】

教育委員会事務局

電話 0745-44-2684

【川西幼稚園(幼稚園部分)以外の教育施設に関すること】

川西町役場 福祉こども課

電話 0745-44-2631